

## 東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業に関する実施方針の訂正箇所新旧対照表

東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業に関する実施方針を訂正しましたので、訂正箇所の対照表を以下に示します。

該当箇所	訂正前	訂正後
前文	この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り、本事業の実施に関する方針として定め、ここに公表するものである。	この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）に則り、本事業の実施に関する方針として定め、ここに公表するものである。
1.(1) 6) ア (b)	(b) 維持管理業務 選定事業者は、事業期間中、本施設及び既存の国際交流会館の維持管理を行う。	(b) 維持管理業務 選定事業者は、事業期間中、本施設を行う。また、既存の国際交流会館の外構施設保守管理業務の一部、清掃衛生管理業務、及び警備業務を行うことを検討している。 <u>詳細は入札説明書等により明示する。</u>
1.(1) 6) ア (c)	付帯事業については、選定事業者は、大学所有地に係る利用可能な床（計画地において許容される建築基準法上の容積対象面積の床から、学生寄宿舍の容積対象となる床面積の部分を除いた容積対象となる面積の床）を自己の費用負担によって本施設と合築し、これを活用して自らの収益に資する事業を実施することができる。ただし、事業の内容が国立大学法人法の目的に合致すること及び大学の同意を得ることを条件とするほか、必要な行政手続は事業者自らが行うこととする。なお、付帯事業に要する土地、建物部分については、国立大学法人東北大学不動産等管理事務取扱細則に基づき、大学が選定事業者の有償にて貸し付けるものとする。また、床の利用を必要としない、利用者の利便性の向上に寄与するサービスの提供についても、大学の同意を条件として独立採算にて実施することができる。	付帯事業については、選定事業者は、大学所有地に係る利用可能な床（計画地において許容される建築基準法上の容積対象面積の床から、学生寄宿舍の容積対象となる床面積の部分を除いた容積対象となる面積の床）を自己の費用負担によって本施設と合築し、これを活用して自らの収益に資する事業を実施することができる。ただし、事業の内容が国立大学法人法の目的に合致すること及び大学の同意を得ることを条件とするほか、必要な行政手続は事業者自らが行うこととする。なお、付帯事業に要する土地部分については、国立大学法人東北大学不動産等管理事務取扱細則に基づき、大学が選定事業者の有償にて貸し付けるものとする。また、床の利用を必要としない、利用者の利便性の向上に寄与するサービスの提供についても、大学の同意を条件として独立採算にて実施することができる。